

経理規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の経理に関して必要な事項を定め、組合の財務状態及び事業成績を明らかにすることにより、組合の業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この組合の経理は、法令、法令に基づく行政庁の処分、定款、事業規程及び農業共済団体会計基準（「農業共済団体の経理処理要領（以下「経理処理要領」という。）」（平成23年4月8日付け22経営第7209号農林水産省経営局長通知）のIの規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(取引の定義)

第3条 この規則において、取引とは、組合の資産、負債及び純財産の増減及び異動並びに収益及び費用の発生の原因となる一切の事実（第6条に規定する会計単位間におけるものを含む。）をいう。

(年度所属区分)

第4条 この組合の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

② この組合の資産、負債及び純財産の増減及び異動並びに収益及び費用の事業年度の所属区分は、その原因たる事実の発生した日の属する事業年度により区分するものとする。ただし、その日を決定し難い場合は、その原因たる事実を確認した日の属する事業年度により区分するものとする。

(予算管理)

第5条 この組合は、毎事業年度ごとに予算を作成し、その収入及び支出は、予算に基づいて管理する。

(会計単位)

第6条 この組合の会計単位は、次に掲げるところによる。

- 1 農作物共済勘定 農作物共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 2 家畜共済勘定 家畜共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 3 果樹共済勘定 果樹共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 4 畑作物共済勘定 畑作物共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 5 園芸施設共済勘定 園芸施設共済に関する取引の経理を統括する会計とする。

- 6 任意共済勘定 任意共済に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 7 家畜診療所勘定 家畜診療所に関する取引の経理を統括する会計とする。
- 8 業務勘定 業務の執行に関する取引の経理を統括する会計とする。

第2章 勘定及び勘定科目

(勘定)

第7条 各会計単位においては、資産勘定、負債勘定、純財産勘定、損失勘定及び利益勘定を設け、取引の経理を行う。

(勘定科目)

第8条 前条の各勘定に属する勘定科目は、第6条の会計単位ごとに、別表「勘定科目表」とする。

(勘定科目の選定)

第9条 取引の内容により処理勘定科目に疑義のあるときは参事の指示による。

第3章 伝票及び帳簿

(伝票)

第10条 取引は、伝票を作成し、これにより記録整理しなければならない。

② 伝票の様式は、別に定める様式による。

(伝票の起票)

第11条 伝票は証拠書類に基づき起票する。

(伝票の整理)

第12条 伝票は会計単位ごとに、毎日取引終了後、各勘定科目別に分類集計し、別に定める様式の日締表に転記する。

② 転記済の伝票は、月別又は年間の通し番号を付し、日締表の下に番号順に積み重ね、月ごと又はその他適当な期間ごとに日単位に判明するよう保管する。

(帳簿)

第13条 各会計単位は、次の帳簿を備え、全ての取引を記入しなければならない。

- 1 総勘定元帳
- 2 補助元帳

② 帳簿の様式は、別に定める様式による。

③ 帳簿は、常にその取扱いを丁重にし、いつでも内容を確認できるようにしなければならない。

(帳簿の記入)

第14条 帳簿の記入は、全て伝票に基づいて行う。ただし、総勘定元帳は日締表から記入する。

② 帳簿の記入は、各頁順に行を追い、原則として余白を残すことなく整然と行い、常にその残高を明確にしておかなければならない。

(帳簿の照合)

第15条 総勘定元帳の口座の金額は、毎月末日、関係補助元帳と照合し、記入が正確であることを確認しなければならない。

(伝票の誤記訂正)

第16条 伝票の誤記があった場合は、原則としてデータの修正から行うこととし、安易に筆記による訂正を行ってはならない。

第4章 金銭会計

第1節 金銭出納

(金銭の範囲)

第17条 この規則で金銭とは、現金及び預金をいう。

② 前項の現金には、通貨のほか、小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び期限の到来した利札を含む。

③ 手形は金銭に準じて取り扱う。

(金銭の出納及び責任者)

第18条 金銭の出納は出納担当者が行い、経理グループ課長をその責任者（以下「出納責任者」という。）とする。

なお、統括センター、センター、獣医療研修センター、支所及び診療所（以下、「統括センター等」という。）にあっては、第100条の定めによるものとする。

② 金銭の出納は、出納責任者の承認ある伝票又は統括センター等にあっては振替依頼書によるほかは、これを行うことができない。

(金銭の収納)

第19条 金銭の収納は、入金に関する証拠書類を付した伝票によって行う。

② 金銭の収納は、原則として取引金融機関の口座振替によることとする。ただし、業務上やむを得ない場合は、口座振込又は現金をもって収納を行うことができる。

③ 領収書は、証拠書類を添付した伝票又は統括センター等にあっては、納入告知書及び請求額等の一覧に出納責任者の承認を受けた後、発行する。ただし、現金の授受による場合は、連番を付した複写式の領収書を用いるものとし、金融機関の口座振替による振

込の場合は、原則発行しないものとする。

(金銭の支払)

第20条 金銭の支払は、決裁を経た出金に関する証拠書類に基づいて行う。ただし、金融機関に口座引落しを依頼して自動振替払を行っている場合は、この限りでない。

- ② 金銭の支払に対しては、相手方より適正な領収書を受け取らなければならない。ただし、やむを得ない事情により領収書を徴することができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。
- ③ 前項の証明書は、行為者が作成し、出納責任者が認証するものとする。
- ④ 第1項ただし書の規定により支払をした場合は、第2項の規定による領収書を受け取らないことができる。

(手許保管現金の限度)

第21条 手許保管の現金(通貨以外のものを除く。)は5万円を限度とし、これを超える場合は全て第24条に規定する金融機関へ預け入れなければならない。ただし、金融機関の営業時間外等に当たるときは、この限りでない。

(現金有高照合)

第22条 出納担当者は、毎日取引締切後、現金手許有高表を作成して出納責任者に提出し、手持保管現金との照合を受けなければならない。

(現金の過不足)

- 第23条** 現金に過不足を生じたときは、出納担当者は、遅滞なくその旨を出納責任者に報告しなければならない。この場合において、出納責任者は速やかに過不足の原因を明らかにし、その措置につき参事の指示を受けるものとする。
- ② 過不足金は、その処置が決定するまで、不足金は出納担当者に対する仮払金、過剰金は仮受金とし、処置決定の上、整理する。

(余裕金の預入)

第24条 余裕金の預入先は定款又は総代会で定めた金融機関に限って行い、その約定は組合長名義とする。

(預金の照合)

第25条 出納担当者は、預金について、毎月末に金融機関の発行する預貯金通帳等と預金元帳残高とを照合しなければならない。ただし、9月末・年度末その他必要ある場合は、金融機関の発行する預金残高証明書を徴して照合しなければならない。

(預金の過不足)

第26条 預金に過不足が生じたときの処理については、第23条に準ずる。

第2節 有価証券

(有価証券の範囲)

第27条 この規則で有価証券とは、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、一般担保付きの社債、公社債投資信託の受益証券及び貸付信託の受益証券をいう。

(有価証券の取得処分)

第28条 有価証券の取得処分は、定款の定める最高限度額の範囲内において組合長決裁を経て行う。

(有価証券の保管)

第29条 出納担当者は、有価証券を、その取引の金融機関等に保護預けをし、又は日本銀行その他の登録機関に登録しなければならない。

(有価証券の価額)

第30条 有価証券の帳簿価額は、取得価額（ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法（当該差額について、取得日から償還日までの期間に応じて定額法に基づき各期間に配分し、当該配分額を帳簿価額に加減するもの）に基づいて算定された価額。以下同じ。）とする。

② 前項の有価証券の取得価額は、購入代価に手数料等の付随費用を加算し、これに移動平均法を適用して算定した金額とする。

第3節 余裕金運用管理委員会

(余裕金運用管理委員会)

第31条 この組合は、余裕金の運用（第24条の預入先の決定及び第28条の有価証券の取得処分の場合を含む。）について、少なくとも四半期に1回は、余裕金運用管理委員会（以下「委員会」という。）の意見を求めるものとする。

② 前項の委員会の運営は、別に定める余裕金運用管理委員会運営規則の定めるところによる。

第5章 物品会計

第1節 棚卸資産

(棚卸資産の範囲)

第32条 この規則で棚卸資産とは、医療品及び精液をいう。

(棚卸資産の受払、保管の責任者)

第33条 棚卸資産の受払及び保管は、当該棚卸資産を取り扱う者（以下「保管担当者」という。）が行い、その責任は、保管担当者の所属長（以下「保管責任者」という。）が負うものとし、保管担当者及び保管責任者は組合長が別に指名する。

(棚卸資産の購入)

第34条 棚卸資産は、原則として各統括センター、各センター及び獣医療研修センターにおいて一括購入するものとする。

② 棚卸資産の購入に当たっては、あらかじめ見積書を徴し、購入価格、購入条件等につき組合長の承認を受けなければならない。

ただし、期中において、緊急に新たな医薬品等の購入が必要となったときには、見積書を徴し、購入価格、購入条件等について、決裁基準表に基づく承認を得て購入することができる。

③ 入札等により購入価額を決定したものについては、統括センター、センター及び獣医療研修センター管轄家畜診療所等において購入することができる。

(棚卸資産の取得価額)

第35条 棚卸資産は、原則として購入代価に引取費用等の付随費用を加算し、これに先入先出法を適用して算定した取得原価を取得価額とする。

(棚卸資産の受入)

第36条 棚卸資産の受入は、受入証拠書類により保管責任者が検収しなければならない。

ただし、本所以外の場所で受入れした場合は、到着地の着荷報告書によることができる。

(棚卸資産の払出)

第37条 棚卸資産の払出は、保管担当者が払出票に記録し、保管責任者は記録内容を確認する。

(棚卸資産の管理)

第38条 棚卸資産の受払は、保管担当者が所定の受払簿に記録し、常にその在高を明瞭にしておかなければならない。

(廃棄、交換、譲渡又は貸与)

第39条 棚卸資産を廃棄、交換、譲渡又は貸与しようとするときは、決裁基準表に基づく承認を受けなければならない。

(棚卸資産の過不足)

第40条 棚卸資産につき現品の過不足を生じたときは、保管担当者は、遅滞なく、その旨を保管責任者に報告しなければならない。この場合において、保管責任者は速やかに過不足の原因を明らかにし、その措置につき参事又は所属統括センター長、所属センター長及び獣医療研修センター所属家畜診療所にあつては家畜部長の指示を受けるものとする。

第2節 固定資産

(固定資産の範囲)

第41条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産とする。

- ② 有形固定資産は、建物、構築物、車両運搬具、機械器具、器具備品、診療用車両運搬具、医療器具機械及びリース資産（有形）で耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上のもの、土地、建設仮勘定その他これらに準ずるものとする。
- ③ 無形固定資産は、電話加入権、差入保証金、車両リサイクル預託金、リース資産（無形）その他これらに準ずるものとする。なお、ソフトウェアを計上する場合には、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められるもので取得価額が10万円以上のものに限るものとする。
- ④ 投資その他の資産は、投資預金、投資金銭信託、投資有価証券、外部出資、退職給与金施設預託金、退職給与金施設転貸福祉貸付金その他これらに準ずるものとする。

(有形固定資産及び無形固定資産の取得)

第42条 有形固定資産及び無形固定資産の取得に当たっては、あらかじめ見積書を徴し、取得価額、その他の条件につき理事会の承認を受けなければならない。ただし、1件の価額が100万円未満のものについては組合長の承認をもって足りる。

(有形固定資産及び無形固定資産の取得価額)

第43条 有形固定資産及び無形固定資産の取得価額は、次の各号によるものとする。ただし、無形固定資産については、有償取得の場合に限りその対価をもって取得価額とする。

- 1 工事又は製造によるものは、その工事費又は製造費に付随費用を加算した額
- 2 購入によるものは、その購入代価に引取費用等の付随費用を加算した額
- 3 寄付及び譲与によるものは、それぞれの資産を適正に評価した額
- 4 交換によるものは、譲渡した資産の譲渡直前の帳簿価額
- 5 その他の場合によるものは、理事会の承認による適正な評価額

(建設仮勘定)

第44条 建物、構築物等の有形固定資産のうち、工事が未完了で、その価額が確定しないもの又は購入により付帯すべき費用の確定しないものについては、建設仮勘定をもって

整理し、工事が完了し、これらの価額が確定したとき遅滞なく建物、構築物等の勘定に振り替えるものとする。

(固定資産の管理)

第45条 固定資産は、参事統轄の下に、それぞれ管理責任者を定め、固定資産元帳のほか概ね次の書類を備えて、適正にこれを管理する。

- 1 図面
- 2 証拠書類（契約書、権利証書、登記簿謄本等）

(保険契約)

第46条 固定資産の保全上必要と認められるものについては、損害保険契約を締結しておかなければならない。

(修繕及び改良)

第47条 固定資産の現状を維持し、現能力を回復するための支出は、修繕維持費として処理する。

- ② 固定資産の使用可能期間を延長し、又はその価格を増加する場合には、それに対応する支出を当該固定資産の原価に加算するものとする。

(除却、廃棄、売却、譲渡又は賃貸)

第48条 固定資産を除却、廃棄、売却、譲渡又は貸付けしようとするときは理事会の承認を受けなければならない。ただし、1件の価格が100万円未満のものについては組合長の承認をもって足りる。

- ② 固定資産を除却、廃棄又は売却したときは、当該資産の取得価額並びにそれに対応する減価償却累計額（又は減価償却相当額）及び減損損失累計額を帳簿上より減額しなければならない。

(固定資産の事故)

第49条 固定資産に火災、盗難、風水害等による事故があったときは、管理責任者は速やかに原因を明らかにし、その措置につき参事の指示を受けるものとする。

(資産除去債務の会計処理)

第50条 有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって、当該有形固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務又はそれに準ずる債務が生じる場合には、資産除去債務を計上する。

なお、当該債務の発生時に当該債務の金額を合理的に見積もることができるようになった時点で計上するものとする。

(固定資産の減損処理)

第51条 固定資産に減損が認識された場合には、固定資産の帳簿価額を適切な方法により適切な金額まで減額処理しなければならない。

第3節 リース取引

(リース取引の会計処理)

第52条 リース取引について、ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、借手となるファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

第6章 資金

(資金計画書)

第53条 経理グループ課長は、事業計画に基づき年間の資金計画書を作成し、組合長の決裁を受けなければならない。

- ② 前項の資金計画書は、理事会の承認を得なければならない。
- ③ 第1項の資金計画書は別に定める様式による。

(資金の調達)

第54条 資金の調達のため借入金の契約をする場合には、総代会の限度額の範囲内とし、組合長の決裁を受けなければならない。

(資金の運用)

第55条 資金の運用は、あらかじめ理事会の承認を得た運用計画に基づき、組合長の決裁を得て行うものとする。

- ② 有価証券の取得処分は、定款第62条第2項の規定により定められる最高限度額の範囲内において行う。

第7章 期末修正手続

(期末修正手続)

第56条 期末には、修正事項として次の手続を行う。

- 1 流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の区分
- 2 有価証券の評価
- 3 棚卸資産の棚卸・評価
- 4 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却
- 5 有形固定資産及び無形固定資産の評価

- 6 貸倒引当金の計上
- 7 退職給付引当金の計上
- 8 建設引当金の計上
- 9 修繕引当金の計上
- 10 更新引当金の計上
- 11 事務機械化準備金の計上
- 12 損害評価特別準備金の計上
- 13 損害防止事業準備金の計上
- 14 業務引当金の計上
- 15 支払備金の計上及び振戻し
- 16 責任準備金の計上及び振戻し
- 17 防災事業使用残金の繰越
- 18 業務収支の残金又は不足金の繰越
- 19 損益に関する修正

(流動資産及び固定資産並びに流動負債及び固定負債の区分)

第57条 資産及び負債は、期末に農業共済団体会計基準に基づき、資産については流動資産及び固定資産に、負債については流動負債及び固定負債に区分して計上する。

(有価証券の評価)

第58条 有価証券の期末における評価は、次の区分ごとの価額とする。

- 1 満期保有目的の債券 取得価額
 - 2 その他有価証券 時価（なお、評価差額はその全額を純財産の部に計上する。）
- ② 前項の有価証券のうち市場価額のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する可能性があると認められる場合を除き、時価をもってその価額とし、評価差額は当期の費用として処理する。

(棚卸資産の棚卸・評価)

第59条 棚卸資産に対しては、期末に保管担当者が保管責任者立会いのもとに実地棚卸を行い、棚卸明細表を作成する。

- ② 棚卸資産中に破損、変質等があるときは、棚卸明細表に明記し参事又は所属統括センター長、所属センター長及び獣医療研修センター所属家畜診療所にあつては家畜部長に報告に報告する。
- ③ 実地棚卸の結果が帳簿棚卸の記録と一致しないときは、参事又は所属統括センター長、所属センター長及び獣医療研修センター所属家畜診療所にあつては家畜部長の承認を受けたのち実地棚卸に基づいて修正する。
- ④ 棚卸資産の期末における評価は、取得価額とする。ただし、正味売却価額が取得価額

よりも下落した場合には、正味売却価額を取得価額とし、評価差額は当期の費用として処理する。

(有形固定資産及び無形固定資産の減価償却)

第60条 有形固定資産（土地を除く。）及び無形固定資産は、毎事業年度、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める基準に準拠して、定額法により減価償却する。

② 減損処理を行った有形固定資産及び無形固定資産については、減損後の帳簿価額に基づき減価償却する。

(有形固定資産及び無形固定資産の評価)

第61条 家畜診療所勘定の有形固定資産及び無形固定資産の期末における評価は、その取得価額から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額とする。なお、減価償却累計額及び減損損失累計額は、有形固定資産については間接法により、無形固定資産については直接法により整理する。

② 業務勘定の有形固定資産及び無形固定資産の期末における評価は、その取得価額から減価償却相当額及び減損損失累計額を控除した価額とし、当該価額から当該固定資産を取得するための借入金残高を控除した金額を固定資産見合純財産に計上する。なお、減価償却相当額及び減損損失累計額は、直接法により整理する。

(貸倒引当金の計上)

第62条 貸倒引当金は、未収債権のうちで債権発生年度の翌年度から3事業年度を経過したものがあつた場合、その金額を計上する。

(退職給付引当金の計上)

第63条 退職給付引当金は、退職給付債務に未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異を加減した額を基準として、所要の金額を計上する。

(建設引当金の計上)

第64条 建設引当金は、事務所、住宅等の建設計画に基づき、所要の金額を計上する。

(修繕引当金の計上)

第65条 修繕引当金は、事務所、住宅等の修繕計画に基づき、所要の金額を計上する。

(更新引当金の計上)

第66条 更新引当金は、車両運搬具等の更新計画に基づき、所要の金額を計上する。

(事務機械化準備金の計上)

第67条 事務機械化準備金は、次期システム等の更新計画に基づき、所要の金額を計上する。

(損害評価特別準備金の計上)

第67条の2 損害評価特別準備金は、将来の不測の大災害が発生した場合の損害評価に資するため、所要の金額を計上する。

(損害防止事業準備金の計上)

第68条 損害防止事業準備金は、損害防止実施計画に基づき、所要の金額を計上する。

(業務引当金の計上)

第69条 業務引当金は、将来の安定的な業務運営に必要な額を見積もり、所要の金額を計上する。

(支払備金の計上及び振戻し)

第70条 支払備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上し、前事業年度において計上した金額を振り戻す。

(責任準備金の計上及び振戻し)

第71条 責任準備金は、定款の定めるところにより所要の金額を計上し、前事業年度において計上した金額を振り戻す。

(防災事業使用残金の繰越し)

第72条 期末において、防災事業に使用残金が生じたときは、翌年度の防災事業の費用に充てるため、防災事業繰延残金として繰り越す。

(業務収支の残金又は不足金の繰越し)

第73条 期末において、業務勘定の収支に残金が生じたときは、翌年度の事務費に充てるため、業務繰延残金として繰り越す。

② 期末において、業務勘定の収支に不足金が生じたときは、翌年度の収入をもって補填するため、業務繰延不足金として繰り越す。

(損益に関する期末修正)

第74条 損益に関する期末修正を行い、前払費用及び未収収益に属するものについては流動資産に計上する。

② 前払費用及び未収収益でその額の僅少なものは、資産に計上しないことができる。

③ 損益に関する期末修正を行い、未払費用及び前受収益に属するものについては流動負債に計上する。

債に計上する。

- ④ 未払費用及び前受収益でその額の僅少なものは、流動負債に計上しないことができる。

第8章 剰余金及び不足金の処理

(剰余金及び不足金の範囲)

第75条 この規則で剰余金又は不足金とは、第6条の会計単位（第8号を除く。）ごとに生じた決算上の剰余金又は不足金をいう。

(剰余金の処分)

第76条 この組合は、決算上剰余金が生じたときは、第6条の会計単位（第7号及び第8号を除く。）ごとに、定款の定めるところにより所要の金額を不足金填補準備金（以下「法定積立金」という。）及び特別積立金として積み立てる。

- ② 家畜診療所勘定において、決算上剰余金が生じたときは、当該勘定において繰越剰余金として繰り越すものとする。

(不足金の処理)

第77条 この組合は、決算上不足金が生じたときは、家畜診療所勘定を除き、法定積立金を取り崩して補填し、なお不足金のある場合は、特別積立金を取り崩して補填する。

- ② 前項の規定により、不足金を補填してもなお不足金がある場合は、その不足金は繰越不足金として翌年度に繰り越す。
- ③ 家畜診療所勘定において、決算上不足金が生じたときは、繰越剰余金により補填し、なお不足金がある場合は、その不足金は繰越不足金として翌年度に繰り越す。

第9章 財務諸表

(財務諸表の範囲)

第78条 この規則で財務諸表とは、合計残高試算表、貸借対照表、損益計算書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分案、不足金処理案及び附属明細表をいう。

(財務諸表の性格)

第79条 この規則によって作成される財務諸表の用語、様式及び作成方法は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 1 この組合の財務状態及び事業成績に関する真実な内容を表示すること。
- 2 この組合の組合員、債権者その他利害関係人に対し、その財務及び事業の状況に関する判断を誤らせないため必要な会計事実を明瞭に表示すること。
- 3 会計処理の原則及び手続については、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用すること。

(財務諸表の作成期限)

第80条 この規則に基づく財務諸表（月次合計残高試算表を除く。）は、決算締切後30日以内に作成しなければならない。

第1節 合計残高試算表

(合計残高試算表)

第81条 経理グループ課長は、別に定める月次合計残高試算表を作成し、翌月20日までに組合長に提出する。

第2節 貸借対照表

(作成の目的)

第82条 貸借対照表は、作成日現在におけるこの組合の財務状態を明らかにするため作成する。

(作成基準)

第83条 貸借対照表は、次の基準により作成しなければならない。

- 1 原則として、所有する全ての資産及び負担する全ての負債の金額を正しく記載し、かつ、純財産の金額と構成とを表示する。
- 2 資産、負債及び純財産は、総額により記載することを原則とし、資産と負債又は純財産とを相殺することにより、これを貸借対照表から除去してはならない。
- 3 次期以降の期間に影響する前払費用は、経過的に貸借対照表の資産の部に記載することができる。
- 4 貸借対照表の資産の金額は、負債と純財産の合計額に一致しなければならない。

(作成方法)

第84条 貸借対照表は、総勘定元帳の各勘定科目の残高より作成する。

(区分、配列及び形式)

第85条 貸借対照表の区分、配列及び形式は、経理処理要領の定めるところによる他、更新引当金の次に事務機械化準備金、損害防止事業準備金、業務引当金を配列する。

(仮払金その他の未決算勘定)

第86条 帳簿に仮払金その他の未決算勘定のある場合は、期末決算日までに整理し、やむを得ない場合に限り貸借対照表にこの科目をもって記載することができる。

第3節 損益計算書

(作成の目的)

第87条 損益計算書は、この組合の1事業年度における事業成績を明らかにするために作成する。

(作成基準)

第88条 損益計算書は、次の基準により作成しなければならない。

- 1 1事業年度に発生した全ての収益とこれに照応する全ての費用を記載し、当期剰余金又は当期不足金を表示する。
- 2 全ての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。
- 3 未実現利益は、原則として当期の損益計算に計上してはならない。
- 4 損益は、総額により記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することにより損益計算から除去してはならない。
- 5 費用及び収益は、その発生源泉にしたがって分類し、原則として各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に対応表示しなければならない。

(作成方法)

第89条 損益計算書は、主として決算締切に当たって設けられた総勘定元帳をもとにして作成する。

(区分、配列及び形式)

第90条 損益計算書の区分、配列及び形式は、経理処理要領の定めるところによる他、更新引当金繰入の次に事務機械化準備金繰入、損害防止事業準備金繰入、業務引当金繰入の順に、又更新引当金戻入の次に事務機械化準備金戻入、損害防止事業準備金戻入、業務引当金戻入の順に配列する。

第4節 財産目録

(財産目録)

第91条 財産目録は、経理処理要領の定めるところによる。

第5節 キャッシュ・フロー計算書

(作成の目的)

第92条 キャッシュ・フロー計算書は、この組合の1事業年度におけるキャッシュ・フローの状況を明らかにするため作成する。

(区分、配列及び形式)

第93条 キャッシュ・フロー計算書の区分、配列及び形式は、経理処理要領の定めるところによる。

第6節 剰余金処分案及び不足金処理案

(剰余金処分案)

第94条 剰余金処分に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- 1 繰越不足金
 - 2 当期剰余金
 - 3 未処分剰余金
- ② 前項第3号の未処分剰余金に関する計算は、次の科目をもって掲記する。
- 1 法定積立金
 - 2 特別積立金
 - 3 繰越剰余金
- ③ 剰余金処分案の様式は、経理処理要領の定めるところによる。

(不足金処理案)

第95条 不足金処理に関する計算は、次の科目をもって掲記する。

- 1 繰越不足金
 - 2 当期剰余金又は当期不足金
 - 3 未処理不足金
- ② 前項第3号の未処理不足金に関する計算は、次の科目をもって掲記する。
- 1 法定積立金による補填
 - 2 特別積立金による補填
 - 3 繰越剰余金による補填
 - 4 繰越不足金
- ③ 不足金処理案の様式は、経理処理要領の定めるところによる。

第7節 附属明細表

(作成の目的及び種類)

第96条 附属明細表は、貸借対照表については各科目の明細の期中増減を、損益計算書については各科目の内容を明らかにするために作成するものとし、その様式は、経理処理要領の定めるところによる。

第10章 予算

(予算の執行)

第97条 参事は、事業計画を達成するため、予算策定時の算定基礎に基づいて、その執行を図るものとする。

- ② 参事は、前項にかかわる重要な変更をしようとするときには、組合長の決裁を受けなければならない。

(予算の統制)

第98条 経理グループ課長は、毎月予算執行状況を参事に報告するものとする。

- ② 参事は、前項の報告に基づき、予算と実績に差異が見込まれるときは、その旨を組合長に報告するとともに必要な指示をするものとする。

第11章 統括センター等の経理及び予算

(統括センター等の経理の範囲)

第99条 統括センター等は、共済掛金、賦課金及び診療諸料金等の収納、共済金の支払いを取扱う。

- ② 統括センター等で予算計上された収入・支出に関する取引処理を取扱う。なお、予算計上外の収入・支出に関する取引が発生した場合も同様とする。

(統括センター等の経理担当及び責任者)

第100条 統括センターの経理は総務グループ係が担当し、獣医療研修センター、支所及び家畜診療所は必要に応じ、家畜部長及び統括センター長が定めることとし、業務部長、支所長及び診療所長（以下「業務部長等」という。）を責任者とする。

(統括センター等経費の支払)

第101条 統括センター等の経費の支払いは、経費支出同等により決裁を受けた後、月ごとに一括本所が支払うことを原則とする。ただし、急を要するもの等、特別な事由があると認めたときは除くことができる。

(預貯金口座)

第102条 統括センター等の預貯金口座は第24条に基づくものとする。

(統括センター等の経理帳票)

第103条 統括センター等で出納業務があった日は、その収支を統括センター等の責任者の検証後、経理グループへ速やかに報告しなければならない。

(統括センター等の予算統制)

第104条 統括センター等の経理担当者は、毎月予算執行状況を統括センター長、センター長及び獣医療研修センターにあっては家畜部長に報告するものとする。

- ② 統括センター長、センター長及び家畜部長は、前項の報告に基づき、予算と実績に差異が見込まれるときは、その旨を総務部長又は経理グループ課長に報告するとともに、統括センター、センター及び獣医療研修センター内の該当部署に必要な指示をするものとする。

(規定の準用)

第105条 第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条の規定は統括センター等に準用する。

第12章 雑則

(備品の管理)

第106条 総務グループ課長は、備品について備品台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

(物品の購入及び役務の調達)

第107条 一件当たりの取引価格が250万円を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約する。

- ② 業務の必要性等から、組合長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず随意契約によることができる。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき組合長の決裁を受けなければならない。

(未収金等債権の管理)

第108条 未収金等の債権については、別に定める未収金等債権管理要領に基づき管理する。

(改正手続)

第109条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

附 則

1. この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2. 第8条及び第42条の改正、並びに別表の新設は、令和4年12月13日から実施し、令和4年4月1日から適用する。
3. 第18条、第28条、第34条第2項、第39条及び別表 勘定科目表の改正は、令和5年4月1日から実施する。
4. 第18条、第56条及び第105条の改正、並びに第67条の2の新設は、令和5年8月18日から実施し、令和5年4月1日から適用する。また、別表「勘定科目表」の科目の新設は、北海道知事の認可のあった日から実施し、令和5年4月1日から適用する。
5. 別表「勘定科目表」の科目の改正は、令和6年4月1日から実施する。
6. 第37条及び第39条の改正は、令和6年10月25日から実施する。
7. 第13条第1項、第15条、第18条第1項、第34条第1項及び第3項、第40条、第48条第1項、第59条第2項及び第3項、第100条、第104条第1項及び第2項の改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表

勘 定 科 目 表

1 農作物共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 農 作 物 保 険 料	○ 農 作 物 共 済 掛 金
○ 未収農作物共済掛金	○ 未払農作物保険料	○ 農 作 物 共 済 金	水 稻 共 済 掛 金
未収水稻共済掛金	○ 未払農作物共済金	水 稻 共 済 金	麦 共 済 掛 金
未収麦共済掛金	未払水稻共済金	麦 共 済 金	○ 農 作 物 交 付 金
○ 未収農作物交付金	未払麦共済金	○ 農作物還付支払金	○ 農 作 物 保 険 金
○ 未収農作物保険金	○ 農作物責任準備金	○ 農作物責任準備金繰入	○ 農 作 物 還 付 収 入 金
○ 農 作 物 雑 未 収 金	○ 農 作 物 支 払 備 金	○ 農作物支払備金繰入	○ 農作物責任準備金戻入
○ 農 作 物 雑 資 産	○ 農 作 物 雑 未 払 金	○ 農作物貸倒引当金繰入	○ 農作物支払備金戻入
農 作 物 仮 払 金	○ 農 作 物 雑 負 債	○ 農 作 物 支 払 利 息	○ 農作物貸倒引当金戻入
農作物前払費用	農 作 物 仮 受 金	○ 業 務 勘 定 繰 入	農 作 物 積 立 金 戻 入
○ 業 務 勘 定	○ 農 作 物 借 入 金	○ 農 作 物 貸 倒 損 失	○ 農作物法定積立金戻入
	○ 業 務 勘 定	○ 農 作 物 雑 損 失	○ 農作物特別積立金戻入
	○ 農作物貸倒引当金		○ 農 作 物 受 取 補 助 金
	(固 定 負 債)		○ 業 務 勘 定 受 入
	○ 農作物長期借入金		○ 農 作 物 雑 利 益
	(純 財 産)		
	処分済農作物剰余金		
	○ 農作物法定積立金		
	○ 農作物特別積立金		
	○ 未処分農作物剰余金		
	[○(-) 未処理農作物不足金]		

○印は総勘定元帳科目である。(以下同じ)

2 家畜共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 家 畜 保 険 料	○ 家 畜 共 済 掛 金
○ 未 収 家 畜 共 済 掛 金	○ 未 払 家 畜 保 険 料	○ 家 畜 共 済 金	死 廃 掛 金
未 収 死 廃 掛 金	○ 未 払 家 畜 共 済 金	死 廃 共 済 金	病 傷 掛 金
未 収 病 傷 掛 金	未 払 死 廃 共 済 金	病 傷 共 済 金	○ 家 畜 交 付 金
○ 未 収 家 畜 交 付 金	未 払 病 傷 共 済 金	○ 家 畜 還 付 支 払 金	○ 家 畜 保 険 金
○ 未 収 家 畜 保 険 金	○ 家 畜 責 任 準 備 金	○ 家 畜 責 任 準 備 金 繰 入	○ 家 畜 還 付 収 入 金
○ 家 畜 雑 未 収 金	○ 家 畜 支 払 備 金	○ 家 畜 支 払 備 金 繰 入	○ 家 畜 責 任 準 備 金 戻 入
○ 家 畜 雑 資 産	○ 家 畜 雑 未 払 金	○ 家 畜 貸 倒 引 当 金 繰 入	○ 家 畜 支 払 備 金 戻 入
家 畜 仮 払 金	○ 家 畜 雑 負 債	○ 家 畜 支 払 利 息	○ 家 畜 貸 倒 引 当 金 戻 入
家 畜 前 払 費 用	家 畜 仮 受 金	○ 業 務 勘 定 繰 入	家 畜 積 立 金 戻 入
○ 業 務 勘 定	○ 家 畜 借 入 金	○ 家 畜 貸 倒 損 失	○ 家 畜 法 定 積 立 金 戻 入
	○ 業 務 勘 定	○ 家 畜 雑 損 失	○ 家 畜 特 別 積 立 金 戻 入
	○ 家 畜 貸 倒 引 当 金		○ 家 畜 受 取 補 助 金
	(固 定 負 債)		○ 業 務 勘 定 受 入
	○ 家 畜 長 期 借 入 金		○ 家 畜 雑 利 益
	(純 財 産)		
	処 分 済 家 畜 剰 余 金		
	○ 家 畜 法 定 積 立 金		
	○ 家 畜 特 別 積 立 金		
	○ 未 処 分 家 畜 剰 余 金		
	[○(-) 未 処 理 家 畜 不 足 金]		

3 果樹共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 果 樹 保 険 料	○ 果 樹 共 済 掛 金
○ 未 収 果 樹 共 済 掛 金	○ 未 払 果 樹 保 険 料	○ 果 樹 共 済 金	りんご共済掛金
未収りんご共済掛金	○ 未 払 果 樹 共 済 金	りんご共済金	ぶどう共済掛金
未収ぶどう共済掛金	未払りんご共済金	ぶどう共済金	りんご樹体共済掛金
未収りんご樹体共済掛金	未払ぶどう共済金	りんご樹体共済金	ぶどう樹体共済掛金
未収ぶどう樹体共済掛金	未払りんご樹体共済金	ぶどう樹体共済金	○ 果 樹 交 付 金
○ 未 収 果 樹 交 付 金	未払ぶどう樹体共済金	○ 果 樹 還 付 支 払 金	○ 果 樹 保 険 金
○ 未 収 果 樹 保 険 金	○ 果 樹 責 任 準 備 金	○ 果樹責任準備金繰入	○ 果 樹 還 付 収 入 金
○ 果 樹 雑 未 収 金	○ 果 樹 支 払 備 金	○ 果樹支払備金繰入	○ 果樹責任準備金戻入
○ 果 樹 雑 資 産	○ 果 樹 雑 未 払 金	○ 果樹貸倒引当金繰入	○ 果 樹 支 払 備 金 戻 入
果 樹 仮 払 金	○ 果 樹 雑 負 債	○ 果 樹 支 払 利 息	○ 果樹貸倒引当金戻入
果 樹 前 払 費 用	果 樹 仮 受 金	○ 業 務 勘 定 繰 入	果 樹 積 立 金 戻 入
○ 業 務 勘 定	○ 果 樹 借 入 金	○ 果 樹 貸 倒 損 失	○ 果樹法定積立金戻入
	○ 業 務 勘 定	○ 果 樹 雑 損 失	○ 果樹特別積立金戻入
	○ 果 樹 貸 倒 引 当 金		○ 果 樹 受 取 補 助 金
	(固 定 負 債)		○ 業 務 勘 定 受 入
	○ 果 樹 長 期 借 入 金		○ 果 樹 雑 利 益
	(純 財 産)		
	処 分 済 果 樹 剰 余 金		
	○ 果 樹 法 定 積 立 金		
	○ 果 樹 特 別 積 立 金		
	○ 未 処 分 果 樹 剰 余 金		
	[○(-)未処理果樹不足金]		

4 畑作物共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 畑 作 物 保 険 料	○ 畑 作 物 共 済 掛 金
○ 未収畑作物共済掛金	○ 未払畑作物保険料	○ 畑 作 物 共 済 金	ばれいしょ共済掛金
未収ばれいしょ共済掛金	○ 未払畑作物共済金	ばれいしょ共済金	大 豆 共 済 掛 金
未収大豆共済掛金	未払ばれいしょ共済金	大 豆 共 済 金	小 豆 共 済 掛 金
未収小豆共済掛金	未払大豆共済金	小 豆 共 済 金	いんげん共済掛金
未収いんげん共済掛金	未払小豆共済金	いんげん共済金	てん菜共済掛金
未収てん菜共済掛金	未払いんげん共済金	てん菜共済金	そば共済掛金
未収そば共済掛金	未払てん菜共済金	そば共済金	スイートコーン共済掛金
未収スイートコーン共済掛金	未払そば共済金	スイートコーン共済金	たまねぎ共済掛金
未収たまねぎ共済掛金	未払スイートコーン共済金	たまねぎ共済金	かぼちゃ共済掛金
未収かぼちゃ共済掛金	未払たまねぎ共済金	かぼちゃ共済金	ホップ共済掛金
未収ホップ共済掛金	未払かぼちゃ共済金	ホップ共済金	○ 畑 作 物 交 付 金
○ 未収畑作物交付金	未払ホップ共済金	○ 畑作物還付支払金	○ 畑 作 物 保 険 金
○ 未収畑作物保険金	○ 畑作物責任準備金	○ 畑作物責任準備金繰入	○ 畑作物還付収入金
○ 畑作物雑未収金	○ 畑作物支払備金	○ 畑作物支払備金繰入	○ 畑作物責任準備金戻入
○ 畑作物雑資産	○ 畑作物雑未払金	○ 畑作物貸倒引当金繰入	○ 畑作物支払備金戻入
畑作物仮払金	○ 畑作物雑負債	○ 畑作物支払利息	○ 畑作物貸倒引当金戻入
畑作物前払費用	畑作物仮受金	○ 業務勘定繰入	畑作物積立金戻入
○ 業務勘定	○ 畑作物借入金	○ 畑作物貸倒損失	○ 畑作物法定積立金戻入
	○ 業務勘定	○ 畑作物雑損失	○ 畑作物特別積立金戻入
	○ 畑作物貸倒引当金		○ 畑作物受取補助金
	(固 定 負 債)		○ 業務勘定受入
	○ 畑作物長期借入金		○ 畑作物雑利益
	(純 財 産)		
	処分済畑作物剰余金		
	○ 畑作物法定積立金		
	○ 畑作物特別積立金		
	○ 未処分畑作物剰余金		
	[○(-) 未処理畑作物不足金]		

5 園芸施設共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 園 芸 施 設 保 険 料	○ 園 芸 施 設 共 済 掛 金
○ 未収園芸施設共済掛金	○ 未払園芸施設保険料	○ 園 芸 施 設 共 済 金	○ 園 芸 施 設 交 付 金
○ 未収園芸施設交付金	○ 未払園芸施設保険金	○ 園芸施設還付支払金	○ 園 芸 施 設 保 険 金
○ 未収園芸施設保険金	○ 園芸施設責任準備金	○ 園芸施設責任準備金繰入	○ 園 芸 施 設 還 付 収 入 金
○ 園 芸 施 設 雑 未 収 金	○ 園 芸 施 設 支 払 備 金	○ 園芸施設支払備金繰入	○ 園芸施設責任準備金戻入
○ 園 芸 施 設 雑 資 産	○ 園 芸 施 設 雑 未 払 金	○ 園芸施設貸倒引当金繰入	○ 園芸施設支払備金戻入
園 芸 施 設 仮 払 金	○ 園 芸 施 設 雑 負 債	○ 園 芸 施 設 支 払 利 息	○ 園芸施設貸倒引当金戻入
園芸施設前払費用	園 芸 施 設 仮 受 金	○ 業 務 勘 定 繰 入	園 芸 施 設 積 立 金 戻 入
○ 業 務 勘 定	○ 園 芸 施 設 借 入 金	○ 園 芸 施 設 貸 倒 損 失	○園芸施設法定積立金戻入
	○ 業 務 勘 定	○ 園 芸 施 設 雑 損 失	○園芸施設特別積立金戻入
	○ 園芸施設貸倒引当金		○ 園 芸 施 設 受 取 補 助 金
	(固 定 負 債)		○ 業 務 勘 定 受 入
	○ 園芸施設長期借入金		○ 園 芸 施 設 雑 利 益
	(純 財 産)		
	処分済園芸施設剰余金		
	○園芸施設法定積立金		
	○園芸施設特別積立金		
	○ 未処分園芸施設剰余金		
	[○(-)未処理園芸施設不足金]		

6 任意共済勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 任 意 保 険 料	○ 任 意 共 済 掛 金
○ 未 収 任 意 共 済 掛 金	○ 未 払 任 意 保 険 料	保管中農産物 保 険 料	保管中農産物 掛 金
未収保管中農産物 共 済 掛 金	未払保管中農産物 保 険 料	○ 任 意 共 済 金	○ 任 意 共 済 保 険 金
○ 未 収 任 意 保 険 金	○ 未 払 任 意 保 険 金	保管中農産物 共 済 金	保管中農産物 保 険 金
未収保管中農産物 保 険 金	未払保管中農産物 保 険 金	○ 任 意 還 付 支 払 金	○ 任 意 還 付 収 入 金
○ 未 収 雑 未 収 金	○ 任 意 支 払 備 金	○ 任 意 支 払 備 金 繰 入	○ 任 意 支 払 備 金 戻 入
○ 任 意 雑 資 産	保管中農産物 支 払 備 金	保管中農産物 支 払 備 金 繰 入	保管中農産物 支 払 備 金 戻 入
任 意 仮 払 金	○ 任 意 雑 未 払 金	○ 任 意 貸 倒 引 当 金 繰 入	○ 任 意 貸 倒 引 当 金 戻 入
任 意 前 払 費 用	○ 任 意 前 受 共 済 掛 金	○ 業 務 勘 定 繰 入	○ 任 意 受 取 補 助 金
○ 業 務 勘 定	保管中農産物 前 受 共 済 掛 金	○ 任 意 貸 倒 損 失	○ 業 務 勘 定 受 入
	○ 任 意 雑 負 債	○ 任 意 雑 損 失	○ 任 意 雑 利 益
	任 意 仮 受 金		
	○ 業 務 勘 定		
	○ 任 意 貸 倒 引 当 金		

8 家畜診療所勘定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 診 療 人 件 費	診 療 収 入
○ 未 収 診 療 収 入	○ 診 療 所 雑 未 払 金	職 員 給 料 手 当	○ 病 傷 事 故 診 療 収 入
未 収 病 傷 事 故 診 療 収 入	未 払 医 療 品 代 金	法 定 福 利 費	○ 病 傷 事 故 外 診 療 収 入
未 収 病 傷 事 故 外 診 療 収 入	そ の 他 未 払 金	厚 生 福 利 費	○ 診 療 雑 収 入
未 収 人 工 授 精 収 入	○ 診 療 所 雑 負 債	退 職 給 付 引 当 金 繰 入	○ 家 畜 人 工 授 精 収 入
未 収 診 療 収 入 そ の 他	診 療 所 仮 受 金	賃 金	○ 診 療 所 貸 倒 引 当 金 戻 入
○ 診 療 所 雑 未 収 金	○ 診 療 所 借 入 金	○ 往 診 旅 費	○ 診 療 所 受 取 補 助 金
○ 診 療 所 雑 資 産	○ 診 療 所 リース債務(短期)	○ 一 般 旅 費	○ 業 務 勘 定 受 入
診 療 所 仮 払 金	○ 診 療 所 資 産 除 去 債 務 (短 期)	○ 嘱 託 獣 医 費	○ 診 療 所 財 産 処 分 益
診 療 所 前 払 費 用	○ 業 務 勘 定	○ 診 療 所 維 持 費	○ 診 療 所 雑 利 益
○ 業 務 勘 定	○ 診 療 所 貸 倒 引 当 金	賃 借 料	
○ 医 療 品	(固 定 負 債)	事 務 費	
医 薬 品	○ 診 療 所 長 期 借 入 金	光 熱 水 費	
精 液 等	○ 診 療 所 リース債務(長期)	保 険 料	
(固 定 資 産)	○ 診 療 所 資 産 除 去 債 務 (長 期)	公 課 費	
○ 有 形 固 定 資 産	○ 減 価 償 却 累 計 額	修 理 費	
診 療 用 車 両 運 搬 具	有 形 固 定 資 産	そ の 他	
医 療 器 具 機 械	減 価 償 却 累 計 額	○ 往 診 費	
リース資産(有形)	無 形 固 定 資 産	○ 賃 借 料	
○ 無 形 固 定 資 産	減 価 償 却 累 計 額	○ 嘱 託 診 療 費	
車 両 リ サ イ ク ル 預 託 金	○ 診 療 所 減 損 損 失 累 計 額	○ 医 療 品 消 耗 費	
リース資産(無形)	無 形 固 定 資 産	○ 委 託 費	
	診 療 所 減 損 損 失 累 計 額	○ 車 両 リ サ イ ク ル 費	
	(純 資 産)	○ 雑 費	
	○ 繰 越 剰 余 金	○ 減 価 償 却 費	
	○ 未 処 分 診 療 所 剰 余 金	○ 診 療 所 リース資産	
	[○(-) 未 処 理 診 療 所 不 足 金]	○ 除 去 損	
		○ 診 療 所 リース債務	
		○ 解 約 損	
		○ 家 畜 人 工 授 精 支 出	
		○ 診 療 所 貸 倒 引 当 金 繰 入	
		○ 診 療 所 支 払 利 息	
		○ 業 務 勘 定 繰 入	
		建 設 引 当 金 充 当 繰 入	

資 産	負 債 及 び 純 財 産	損 失	利 益
		修繕引当金充当繰入 更新引当金充当繰入 事務機械化準備金 充 当 繰 入 業務転用費用繰入 ○ 診 療 所 財 産 処 分 損 ○ 診 療 所 貸 倒 損 失 ○ 診 療 所 減 損 損 失 ○ 診 療 所 雑 損 失	

9 業 務 勘 定

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
(流 動 資 産)	(流 動 負 債)	○ 前期繰越業務不足金	○ 前期繰越業務残金
○ 現 金	○ 業 務 借 入 金	○ 人 件 費	○ 前期防災事業繰越残金
○ 小 払 資 金	○ 業務リース債務(短期)	役 員 報 酬	○ 受 取 補 助 金
○ 預 金	○ 業務資産除去債務(短期)	顧 問 報 酬	○ 賦 課 金
当 座 預 金	○ 業 務 雑 未 払 金	職 員 給 料 手 当	事 務 費 賦 課 金
普 通 預 金	業 務 雑 負 債	法 定 福 利 費	特 別 賦 課 金
通 知 預 金	○ 業 務 仮 受 金	厚 生 福 利 費	防 災 賦 課 金
定 期 預 金	○ 業 務 預 り 金	退職給付引当金繰入	○ 受 託 収 入
別 段 預 金	○ 未払共同購入品代金	退 職 給 与 金	収入保険受託収入
譲 渡 性 預 金	○ 業 務 前 受 収 益	(-)退職給付引当金戻入	そ の 他 受 託 収 入
○ 金 銭 信 託	○ 防災事業繰延残金	賃 金	○ 損 害 防 止 収 入
○ 有 価 証 券	○ 業務繰延残金	○ 旅 費 交 通 費	○ 受 取 奨 励 金
国 債	事 業 勘 定	役 員 旅 費 交 通 費	○ 受 取 寄 付 金
地 方 債	○ 農作物共済勘定	職 員 旅 費 交 通 費	○ 受 取 利 息
特 殊 債	○ 家 畜 共 済 勘 定	○ 事 務 費	○ 事 業 勘 定 受 入
社 債	○ 果 樹 共 済 勘 定	通 信 運 搬 費	農作物共済勘定受入
公社債投資信託受益証券	○ 畑作物共済勘定	図 書 印 刷 費	家畜共済勘定受入
貸付信託受益証券	○ 園芸施設共済勘定	消 耗 品 費	果樹共済勘定受入
○ 未 収 賦 課 金	○ 任 意 共 済 勘 定	手 数 料	畑作物共済勘定受入
未収事務費賦課金	○ 家畜診療所勘定	○ 業 務 費	園芸施設共済勘定受入
未収特別賦課金	○ 業務貸倒引当金	会 議 費	任意共済勘定受入
未収防災賦課金	(固 定 負 債)	交 際 費	家畜診療所勘定受入
○ 業 務 雑 未 収 金	○ 業務長期借入金	講 習 会 費	○ 業務貸倒引当金戻入
業 務 雑 資 産	○ 業務リース債務(長期)	業 務 支 払 利 息	○ 業 務 雑 収 入
○ 業 務 仮 払 金	○ 業務資産除去債務(長期)	委 託 費	○ 建 設 引 当 金 戻 入
○ 有価証券前払利息	○ 減 価 償 却 相 当 額	報 酬	○ 修 繕 引 当 金 戻 入
○ 業 務 立 替 金	有形固定資産減価償却相当額	委 員 等 旅 費	○ 更 新 引 当 金 戻 入
○ 未収共同購入品代金	無形固定資産減価償却相当額	諸 謝 金	○ 事務機械化準備金戻入
○ 業 務 前 払 費 用	○ 減 損 損 失 累 計 額	○ 普 及 推 進 費	○ 損害評価特別準備金戻入
○ 業務繰延不足金	有形固定資産減損損失累計額	広 報 費	○ 損害防止事業準備金戻入
○ 共済資金(短期)	無形固定資産減損損失累計額	事 業 奨 励 費	○ 業 務 引 当 金 戻 入
事 業 勘 定	○ 退 職 給 付 引 当 金	○ 施 設 費	○ 退職給与金施設預託金付加金収入
○ 農作物共済勘定	○ 建 設 引 当 金	光 熱 水 費	○ 退職給与金施設転貸福祉貸付受取利息
○ 家 畜 共 済 勘 定	○ 修 繕 引 当 金	備 消 品 費	○ 有 価 証 券 処 分 益
○ 果 樹 共 済 勘 定	○ 更 新 引 当 金	燃 料 費	○ 業 務 財 産 処 分 益
○ 畑作物共済勘定	○ 事務機械化準備金	賃 借 料	○ 業 務 雑 利 益
○ 園芸施設共済勘定	○ 損害評価特別準備金	修 繕 維 持 費	○ 業務繰延不足金繰入
○ 任 意 共 済 勘 定	○ 損害防止事業準備金	保 険 料	
○ 家畜診療所勘定	○ 業 務 引 当 金	車 両 リ サ イ ク ル 費	
○ た な 卸 資 産	○ 退職給与金施設転貸福祉借入金	○ 損 害 評 価 費	

資 産	負債及び純財産	損 失	利 益
共同購入品	(純 財 産)	報 酬	
貯 蔵 品	○ 有価証券評価差額金	旅 費	
(固 定 資 産)	○ 固定資産見合純財産	会 議 費	
○ 有 形 固 定 資 産	外部出資見合純財産	賃 金	
土 地	有形固定資産見合純財産	賃 借 料	
建 物	無形固定資産見合純財産	燃 料 費	
構 築 物		実 測 費	
車 両 運 搬 具		実測器具購入費	
機 械 器 具		雑 費	
器 具 備 品		○ 損 害 防 止 費	
建設仮勘定		薬 剤 費	
リース資産(有形)		賃 金	
○ 無 形 固 定 資 産		賃 借 料	
電話加入権		燃 料 費	
差入保証金		旅 費	
車両リサイクル預託金		委 託 費	
リース資産(無形)		器 具 購 入 費	
ソフトウェア		修 理 費	
投資その他の資産		雑 費	
○ 投 資 預 金		○ 諸 税 負 担 金	
定期預金		公 課 費	
外 貨 預 金		協 会 負 担 金	
○ 投 資 金 銭 信 託		関係団体負担金	
○ 投 資 有 価 証 券		○ 事 業 勘 定 繰 入	
国 債		農作物共済勘定繰入	
地 方 債		家畜共済勘定繰入	
特 殊 債		果樹共済勘定繰入	
社 債		畑作物共済勘定繰入	
公社債投資信託受益証券		園芸施設共済勘定繰入	
貸付信託受益証券		任意共済勘定繰入	
○ 外 部 出 資		家畜診療所勘定繰入	
○ 退職給与金施設預託金		○ 業務貸倒引当金繰入	
○ 退職給与金施設転貸福祉貸付金		○ 業 務 雑 費	
○ 共 済 資 金 (長 期)		○ 建 設 引 当 金 繰 入	
		○ 修 繕 引 当 金 繰 入	
		○ 更 新 引 当 金 繰 入	
		○ 事務機械化準備金繰入	
		○ 損害評価特別準備金繰入	
		○ 損害防止事業準備金繰入	
		○ 業 務 引 当 金 繰 入	
		○ 固定資産自己財源取得費	

資 産	負 債 及 び 純 財 産	損 失	利 益
		外 部 出 資 費 有形固定資産取得費 無形固定資産取得費 ○ リ ー ス 資 産 除 去 損 ○ リ ー ス 債 務 解 約 損 ○ 防 災 事 業 繰 延 残 金 繰 入 ○ 退 職 給 与 金 施 設 販 貸 福 祉 貸 付 支 払 利 息 ○ 有 価 証 券 処 分 損 ○ 有 価 証 券 評 価 損 ○ 業 務 財 産 処 分 損 ○ 業 務 貸 倒 損 失 ○ 業 務 雑 損 失 ○ 業 務 繰 延 残 金 繰 入	

